

腸管病原菌検査の 保険点数印字について（暫定）

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

この度、令和2年診療報酬改定におきまして、大腸菌血清型別の留意事項が下記のように変更になりましたが、その運用について厚生労働省からの詳細説明が遅れています。

そのため確認が取れるまでは、暫定的に腸管病原菌ご依頼時は報告書に保険点数の印字を行いません。

ご迷惑をおかけしますが、よろしくお願いいたします。

記

■対象項目

- | | |
|-------------------|-----------|
| ・細菌培養同定(消化管からの検体) | 保険点数 180点 |
| ・大腸菌血清型別 | 保険点数 175点 |

■理由

下記留意事項にて追加された赤字部分の詳細が分からず、保険点数が細菌培養同定(消化管からの検体)180点、または大腸菌血清型別175点のどちらを算定するのが、不明のため。

令和2年診療報酬の留意事項（改定診療報酬点数表参考資料より抜粋）

『大腸菌血清型別は、区分番号「D018」細菌培養同定検査により大腸菌が確認され、及び区分番号「D023-2」の「3」の大腸菌ベロトキシン定性により毒素が確認又は腸管出血性大腸菌用の選択培地に菌の発育が確認され、並びに血清抗体法により大腸菌のO抗原又はH抗原を行った場合に、使用した血清の数、菌種等に関わらず算定する。』

■変更内容

微生物検査報告書の保険点数の印字を空欄でお返します。(腸管病原菌の依頼のみ)

* 4月中には詳細が分かる予定ですので、分かり次第お知らせをいたします。